

むつ市議会第225回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成27年9月4日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第76号 工事請負契約について

（大畑町魚市場建設第1期工事に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第2 議案第77号 定住自立圏形成協定の締結について（大間町）

（大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）

第3 議案第78号 定住自立圏形成協定の締結について（東通村）

（東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）

第4 議案第79号 定住自立圏形成協定の締結について（風間浦村）

（風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）

第5 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結について（佐井村）

（佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を定めるため、定住自立圏形成協定を締結するもの）

【一般質問】

第6 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）9番 東 健 而 議員

（2）12番 齊 藤 孝 昭 議員

（3）8番 佐 賀 英 生 議員

（4）14番 浅 利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

2番	横垣成	年	3番	工藤孝夫
4番	佐々木	肇	5番	川下八十美
6番	目時睦	男	7番	村川壽司
8番	佐賀英	生	9番	東健而
10番	石田勝	弘	11番	富岡幸夫
12番	斉藤孝	昭	13番	濱田栄子
14番	浅利竹二郎		15番	中村正志
16番	半田義	秋	17番	村中徹也
18番	大瀧次	男	19番	富岡修
20番	佐々木隆	徳	21番	上路徳昭
22番	鎌田ちよ	子	23番	菊池光弘
24番	岡崎健	吾	25番	白井二郎
26番	山本留	義		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下宗一郎	副市長	新谷加水
教育長	遠島進	公営企業 管理業者	新遠藤雪夫
代監査委員	阿部昇	選挙管理 委員会	畑中政勝
農委員 業会長	立花順一	総務政策 部	花山俊春
財務部長	石野了	民生部長	柳谷孝志
保健福祉 部長	畑中秀樹	経済部長	高橋聖
経済部 政推	二本柳茂	建設部長	吉田正
川内庁舎 所川管	松本大志	大所大管 畑畑庁舎 管理課	坂井隆
脇野所 野野所 野野所	白尾芳春	会管総政 理出納室	鹿内徹

選委事	局長	杉	山	重	行	局長	竹	山	清	信
局長	局長	工	藤	初	男	局長	古	川	俊	子
局長	局長	川	森	浩	史	局長	川	西	伸	二
局長	局長	野	藤	賀	範	局長	氏	家		剛
局長	局長	村	田		尚	局長	東		雄	二
局長	局長	井	田	敦	子	局長	掛	端	正	広
局長	局長	雪	田	一	彦	局長	二	本	柳	茂
局長	局長	杉	山	浩	一	局長	阿	部	謙	一
局長	局長	中	村	智	郎	局長	角	本		力
局長	局長	吉	田		真	局長	伊	藤	恭	雄
局長	局長	樋	山	政	之	局長	工	藤	和	彦
局長	局長	中	村		久	局長	山	田		優
局長	局長	三	上	修	一	局長	向	川		明

市民選挙
ポータル
生一ツ
部民課幹
理会局査

加藤昭広
徳学

総政総主
策務主任
務部課査
務部課事

栗橋恒平
小島勝

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

柳田孝一
佐藤口
村

次長
主幹
主事

濱田賢一
小林睦
山本翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月1日市長から、今定例会に議案5件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会でも本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第5 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第76号 工事請負契約についてから日程第5 議案第80号 定住自立圏形成協定の締結についてまでの5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました5議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、議案第76号 工事請負契約についてで

ありますが、本案は、大畑町魚市場建設第1期工事について工事請負契約を締結するためのものです。

次に、議案第77号から議案第80号までの定住自立圏形成協定の締結についてであります。これら4議案は、定住自立圏の形成に当たり必要な事項等を定めるため、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました5議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第76号から議案第80号までについては、9月10日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第6 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第6 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより東健而議員、斉藤孝昭議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員、岡崎健吾議員、濱田栄子議員、横垣成年議員、菊池光弘議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、富岡幸夫議員の順となっております。

本日は、東健而議員、斉藤孝昭議員、佐賀英生議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） まず、東健而議員の登壇を求

めます。9番東健而議員。

(9番 東 健而議員登壇)

○9番(東 健而) おはようございます。市誠クラブ、川内の東でございます。むつ市議会第225回定例会を迎え、2項目の一般質問を行います。

まず、1項目めではありますが、改正公職選挙法と選挙管理委員会の対応についてであります。公職選挙法が改正され、新たに選挙権年齢が18歳に引き下げられた法律が平成27年6月17日可決成立いたしました。これが平成27年の6月中に公布され、1年後に施行される見通しとなったことはご承知のことと思います。来年の6月には、18歳以上の若者が有権者となりますが、総務省の推計では全国での20歳までの被選挙権者は約2%で、240万人の増加になると算定しています。これで行くと、改正公職選挙法が来年の6月から施行されますので、国政選挙、参議院議員選挙ですが、それから投票できるようになると言われています。

しかしながら、せっかくの投票権の行使も、若年層では投票所に足を運ぶ若者が少なく、低投票率が今から心配されています。当市でもこの対策を急がなくてはなりません。でなければ、年齢を18歳まで引き下げた意味が薄れてしまいます。

今まで公職選挙法の議論がなされ、上程されては廃案になってきました。今の段階で選挙権を付与するといっても、その指導がなされていない現在の若者たちには余りにも唐突な感じがしているのではないのでしょうか。高等学校の教育現場にも政治活動の問題が持ち込まれることになり、政治活動が教育に与える影響ははかり知れないと思います。教育現場との話し合いも必要になってくると思いますが、権利を得れば義務が生じ、自主性と責任感が求められます。これから目に見えないいろいろな問題が発生し、教師の皆さんにも改正公職選挙法の趣旨説明など多大な影響が行

くのは必至であります。

さて、このたびの改正公職選挙法について、ちょうどよい機会でもありますので、今回は焦点を絞って質問したいと思いますが、当市の行政側、選挙管理委員会ではどのような対処方法を考えているのか、疑問点を整理し、以下について伺いたいと思います。

まず、1点目であります。可決成立した改正公職選挙法のご認識について。選挙年齢の引き下げについては、これまで何年も議論されてきました。メリット、デメリットの立場から、今まで委員会では議論に議論を重ね、いろいろな角度から導入の是非が論じられてきましたが、ここに来て、ようやく成立した観があります。これから当市の選挙管理委員会でも、忙しくなっていくことと思います。

そこで、順序として、成立したこの改正公職選挙法について、選挙管理委員会委員長のご認識について伺います。

2点目、選挙権取得の意義と周知についてであります。選挙に対する教育を受けるといっても、学校では詳細については指導外だと思えます。

体裁程度しか知り得ない若者たちは、せっかく選挙権を取得するというものの、重要性がわからず全くの無防備の状況であります。これから教育現場では、来年の6月以降に有権者となる若者たちへの法の知識と選挙権の意義について周知を図るための対策を考える段階に来ていると思えますが、選挙管理委員会では改正公職選挙法のこの周知について、どのように対応しようとしているのか伺います。

3点目、新規の選挙権者への啓発活動についてであります。当市では、成人式でのパンフレット配布で周知活動を行ってきました。今後は、成人式前に選挙権を有する若者が誕生することになります。学生や社会人となって働いている若者たち

へのパンフレットの配布、選挙に対する心構えなどの啓発活動について、選挙管理委員会では具体的な対策をどのように練っていくおつもりでしょうか。

4点目、年齢引き下げ後の当市の新規選挙権者数についてであります。選挙年齢の引き下げで、全国で2%の増加、約240万人が選挙権を有することになると前段で申しましたが、当市の増加率及び対象人数はどれくらいになるとお考えでしょうか。今後の当市の有権者数の見通しについてお伺いいたします。

5点目、高校教育と選挙権者の政治活動についてであります。18歳から選挙権を付与されると、まだ高校生で授業を受けている一部の生徒も対象になります。学校教育の中で、今後主権者教育と政治的教育が行われると思いますが、その前に政治活動が行われる可能性が非常に高いと思います。教育現場で有権者である生徒の勧誘やお願いなど政治活動が行われた場合、違反行為に抵触する行動が懸念されます。高校教育の中で選挙運動が認められるのかどうか問われます。選挙管理委員会の対処方法についてお伺いいたします。

6点目、不在者投票の請求についてであります。高校生や大学生が学業優先の意味で不在者投票を請求することも可能だと思いますが、この場合、学業や仕事が忙しく投票所まで足を運べない場合があります。投票には期日前投票もできますが、不在者投票では家族や親戚の人によつての代理請求は許されるのかどうか、また請求した場合、本人が不在でありながら、家族が候補者の名前を書き、かわって投票することは可能かどうか伺います。

つけ加えておきますが、選挙はあくまで個人の意思が尊重されなければなりません。不在者投票も、あくまで個人の意思が尊重されなければなりません。不在者投票は、本人の意思を無視した投

票であれば悪質な選挙違反につながるおそれがあると思います。選挙管理委員会では、この紛らわしい不在者投票の請求と投票の問題について、どのように考えているのかお伺いいたします。

7点目、学校内に期日前投票所を設けることは可能かということであります。投票率の低下で全国の選挙管理委員会でも頭をかしげています。当市も例外ではありません。当市では、投票率を上げるためにショッピングセンターに期日前投票所を設けたことがあり、大変喜ばれました。人数がどれくらいかわかりませんが、これをもっと広げて、来年の選挙から学校内にも期日前投票ができるように投票所を設置してはいかがでしょうか。選挙管理委員会の対応をお伺いいたします。

8点目、有権者と非有権者の共存について、選挙管理委員会と高校は認識を共有しているかということでございます。厳密に考えれば、高校の教育現場内で有権者と非有権者が同居することになります。つまり今まで未成年者と言われていた18歳に到達した若者たちが、2年も待たずに有権者となるわけですが、新規の選挙権者だけが優遇され、成人扱いされるようなことにならないか。投票権の問題は、高校生まで引き下げられたことで、高校と選挙管理委員会に密接な関係が出てきたと思います。高校教育に指図はできないと思われがちですが、投票通知は選挙管理委員会から18歳になった高校生にも送られますので、この指摘した案件はこれから大きな問題になっていくような気がします。有権者、非有権者の把握はどのようにするのかお伺いいたします。

9点目、選挙違反についての教育のあり方についてであります。前段で高校との関係が密接になっていくと指摘しましたが、有権者となれば当然違反したときの罰則規定にも抵触いたします。しかし、何が違反で何がそうでないのか、実際に選挙に取り組んでいる私たちもよくわからないとこ

ろに出くわしますので、若者たちはもっとわからないのではないのでしょうか。外で声をかけられたり、誘われたり、お金をもらったりした場合の判断も政治教育の対象になると思いますので、違反に対する啓発啓蒙活動は大変重要であります。この意味で、高等学校との連携も視野に入れなければなりません。

また、最近の青森県では大規模な選挙違反事件が発覚し、不祥事が絶えません。これまでの主な違反事件を例に挙げてみると、平川市の組織ぐるみの買収工作で議員の大量の摘発が行われ、15人の逮捕者を出しました。また、青森の電話作戦に携わった人たちへ報酬を支払ったりした事件がありました。このときには、候補者に連座制の適用がなされるのかどうか興味津々でしたが、裁判では無罪になりました。

このような事件は、マスコミで報道されるため、違反だとわかりやすいのですが、非常にわかりにくい感もあります。申すまでもないことだと思いますが、参考のために少し例をつけ加えますと、それには酒食へのつけ届け、酒席接待、商品券を配る、賄賂、文書頒布、不正転入、菓子折りを配る、票の取りまとめ、現金買収、不在者投票の不正請求、寄附行為など、これ以外にもさまざまありますが、違反行為をすれば司直に逮捕され公民権を停止されます。このようなことは絶対に防がなければなりません。違反行為を防止するための啓発について、選挙管理委員会委員長のご見解をお伺いいたします。

次に、2項目めであります。松川漁港施設の整備計画についてであります。荷捌き施設の老朽化対策について伺います。旧川内町松川の漁港に、もう30年以上もたっているような古びた荷捌き施設があります。この施設は、ホタテやナマコを水揚げして暮らしている漁業者にとってなくてはならない施設であります。今では相当古くなり、老

朽化が目立つようになってきました。漁協では、つり下げられた腐った蛍光灯を撤去したり、シャッターを取り壊したり、電気設備を最小限に抑え、器具などは時々新しく取りかえたりしてきました。また、塩害により鉄骨がもろくなり、剥離も激しくなっています。倒壊の危険は今のところはないようではありますが、鉄骨剥離を起こした鉄片が頭上に落ちて、けがをするような危険が出てきました。そろそろ建て替えが必要になってきたと思います。

聞くところによると、この建物は県で建てていただき、下げ渡されたものと伺っております。現在の建物の状況を見聞し、県へ建て替えを要請していただきたいと思いますが、この漁業者の切なる要望について、市長のご所見をお聞かせください。

以上、壇上からの質問にかえさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

改正公職選挙法と選挙管理委員会の対応についてのご質問につきましては、選挙管理委員会からの答弁となります。

次に、松川漁港施設の整備計画についてのご質問の荷捌き施設の老朽化対策についてお答えいたします。議員ご指摘の施設は、昭和54年に第2次沿岸漁業構造改善対策事業により、国・県及び当時旧川内町の補助を受け、事業主体の川内町漁業協同組合により漁具保管作業施設として松川漁港内に設置されたものであります。当施設は、設置から35年経過し、老朽化していることから、川内町漁協では当施設の建て替えをするため準備を進めていると伺っております。

市といたしましては、この計画が実施される際

には、県や関係機関と協議し、対応を検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長
登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、改正公職選挙法と選挙管理委員会の対応についてのご質問の1点目、可決成立した改正公職選挙法の認識についてであります。平成27年1月26日に招集された第189回通常国会において審議され、同年6月17日に可決成立し、同19日に公布されましたことは、議員もまさにご承知のことと存じます。

今回の公職選挙法の主な改正は、満年齢18歳以上満20歳未満の者が国政に参加することができるなどとするともに、当分の間の特例措置として、選挙犯罪等についての少年法等の適用の特例を設けることを目的としたところであり、公布の日から起算して1年を経過した日、すなわち平成28年6月19日から施行されることとされ、施行後初めてその期日が公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日以降にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用されることになり、今のところ平成28年夏の参議院議員通常選挙から実施される予定であります。

選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、学校教育から切れ目のない政治に参画することができることになり、若年層の投票率アップにつながるものと認識しております。

次に、ご質問の2点目の選挙権取得の意義と周知について、3点目の新規の選挙権者への啓発活動については関連がありますので、一括してお答えいたします。

青森県選挙管理委員会では、若年層の政治、選挙に対する意識の向上に対する取り組みとして、県民の政治、選挙に対する意識の向上を図るため、若い有権者を対象としたヤングフォーラムや、一般有権者を対象とした公開講座などを開催するほか、将来の有権者である子供たちの意識の醸成の中で学校教育と連携した啓発活動としては、明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施や、児童・生徒が選挙の重要性について学習し、政治や選挙に対する関心を高めるために実施している選挙出前講座を平成27年度から、高校生向け講座は県選挙管理委員会で、小・中学校向け講座は市町村選挙管理委員会で実施し、今後一層の普及拡大に取り組んでいくこととしております。

また、これまでも新有権者に対しては、成人式に合わせパンフレットを配布しておりますほか、昨年度は模擬投票を実施するなど周知啓発活動を行っておりますが、今後もパンフレットなどの配布を継続するとともに、国や県の啓発活動の動向を注視し、連携した啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度市長部局において「高校生元気ふるさとアイデア選挙」と題し、ふるさとに誇りを持ち、元気に暮らしていくために役立つアイデアを募集し、提案された中からよりよいアイデアを選ぶため、高校生自ら模擬投票で複数を決定し、政策提案をしていただくなど、若い世代の市政参画を促すととともに、選挙権の年齢引き下げに伴う主権者教育の一環として役立つものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、新規選挙権者の数についてお答えいたします。さまざまな統計資料がございますが、市の人口統計による平成27年7月31日現在の住民登録の年齢別人口集計をもとに算出いたしますと、18歳の人口は男女合計510人、19歳の人口は男女合計527人となっております、合わ

せますと1,037人となり、有権者数としては5万1,871人となります。したがって、当市の全有権者数の約2%となり、全国のおよそ2%と同程度の増加によるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、高等教育と被選挙権者の政治活動についてお答えいたします。今回の公職選挙法の改正により、未成年者の選挙運動の禁止条項であります法第137条の2は、年齢20歳未満から年齢18歳未満に改正されることから、満18歳以上は選挙運動を行うことができることとなります。

なお、総務省では、本年、学校現場における政治や選挙に関する学習、主権者教育の内容の一層の充実を図るため、文部科学省と連携し、高校生向けの副教材や指導用教材を作成し、全国の高等学校などに配布する予定とのことであります。

高校生向け副教材の主な内容は、選挙の意義や憲法改正、国民投票などに関する解説、模擬選挙などの実践的な学習活動に資するワークシート、有権者としての政治的活動についての留意点や学校における政治的中立の確保などとなっているほか、指導用教材においては、副教材に指導のポイントや実践例、指導上の政治的中立の確保に関する留意点を記載した内容と伺っており、今後学校現場で広く活用されるのではないかと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、質問の6点目、不在者投票の請求についてお答えいたします。公職選挙法第49条では、選挙の当日に不在者投票事由に該当すると見込まれる選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理する投票所において投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れ、不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができるとなっております。

なお、一例を掲げて申し上げますと、市外へ仕

事などで離れている場合、滞在先から選挙人名簿へ登録されている市町村選挙管理委員会へ所定の用紙を持って請求すると、選挙管理委員会で確認した後、滞在先の本人へ投票用紙を送付することになります。投票用紙が届きましたら、滞在先の選挙管理委員会へ出向き、その場で記載し投票することになります。投票後、滞在先の選挙管理委員会です事務手続後、名簿登録地の選挙管理委員会へ返送することになります。

また、代理請求できるのかということですが、使者である旨申し立てて請求することができますが、あくまで本人へ投票用紙などを送付することになりますので、本人が最寄りの選挙管理委員会へ出向き投票することになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の7点目、教育現場内に期日前投票所を設置することは可能かについてお答えいたします。当市での期日前投票所については、国や県の動向を踏まえ、投票環境の向上の一つの施策として、さきの知事選挙において複合型商業施設へ増設したところであります。県内の教育現場では、大学への設置実績があり、高等学校への設置に関しても可能であると考えますが、授業への影響などさまざまな問題も考えられますので、今後の社会情勢の推移を見守りたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の8点目、有権者と非有権者の共存について、選挙管理委員会と高校は認識を共有しているかについてお答えいたします。有権者の把握については、通常年4回の定時登録や、各選挙時の選挙時登録において住基端末を用い、年齢条件を定め、リストアップしたうえで選挙人名簿を作成し登録することとなりますので、改正法施行後からの登録は、年齢条件を変更したうえで選挙人名簿を作成することになります。学校においては、生年月日などの確認で把握できるものと考え

えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次のご質問の9点目、選挙違反についての教育のあり方についてお答えいたします。ご質問の1点目で答弁いたしました。新有権者も選挙運動が認められることから、重大な選挙犯罪については刑事処分されることとなります。違反行為を防止するための啓発につきましては、ご質問の2点目、3点目でも答弁いたしました。県選挙管理委員会と市町村選挙管理委員会並びに学校教育と連携を図りながら、公開講座や選挙出前講座を通して選挙違反などを防止するための啓発も取り入れながら実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

改正公職選挙法の違反についてですけれども、不在者投票の不正請求、それからいろいろなものがありますけれども、厳正に対処していただきたいということでもあります。

それから、2点目の桜川の漁港施設の整備計画についてですが、これは今の市長の答弁を漁協の皆さんも聞いておられると思いますので、それなりに参考にして対処していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎齊藤孝昭議員

○議長（山本留義） 次は、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。12番齊藤孝昭議員。

（12番 齊藤孝昭議員登壇）

○12番（齊藤孝昭） おはようございます。むつ市議会第225回定例会に当たり一般質問を行います。

今回の質問事項は、財政健全化対策の必要性についての1項目であります。

行財政改革に当たっては、少数精鋭主義に徹し、最少の経費で最大の効果を発揮するため、今後外部から新しい財源が期待できない以上、現在のお金の使い方を見直し、自らの中からお金を生み出す方法が必要と考えます。これまでむつ市は、複雑な行政機構を改革し、事務事業の見直し等を実施し、能率のよい小さな政府づくりを内政の最重要課題として諸施策を講じてきました。

そこで、忘れてならないことは、財政の効率化も経費節減も住民の租税負担を背景に行われ、今後も税の負担によって民が苦しむことのないよう真剣に肝に銘じて考え、行動するものと考えております。

市長は、当面する地域福祉の充実、生活関連社会資本の整備、地域経済の活性化等の政策課題に対応するために必要な財源を確保しつつ、不要不急な経費について徹底した節減合理化を進め、財政の健全化に取り組む考えを示しております。自治体が削れる経費にはおのずと限界があって、行政サービスの水準を落としてまでも経費節減をするのかは、極めて政治的、政策的なテーマと言えらると思えます。そういう考えでいくと、財政の硬直化の大きな要因となっている債務について、現行制度の中で市が長期債務を減らしていくという意味で財政健全化を行うとすれば、長い時間をかけて予算規模全体を圧縮することにより長期債務の絶対量を減らしていくという方法以外にないと

いう結論に達します。いわゆる小さな政府路線であります。

財政を健全に保つ方法は、さまざまな視点から検討を重ねることが必要と思いますが、今回は公会計についてのご所見をお伺いいたします。

現在のむつ市の財務書類は、単式簿記・現金主義会計により整理をしていますが、近年財政の効率化を図るという観点から、複式簿記・発生主義会計の導入を検討している自治体がふえております。また、総務省からは、統一的な基準による財務書類等を原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段の配慮をお願いしますとの通知がされました。

税金を活動資源とする地方公共団体の活動は、住民福祉の増進等を目的としており、予算の議決を通して議会による民主的統制のもとに置かれ、地方公共団体での会計では予算の適正かつ確実な執行に資する現金主義が採用されている一方で、地方公共団体の厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切にした財政の効率化、適正化を図るため、従来からの現金主義、単式簿記による予算決算制度に加えて、発生主義、複式簿記といった企業会計的手法を活用した財務書類の開示の推進が必要であること、そして発生主義を採用することで、現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となります。

また、複式簿記を採用することで、単式簿記では見えにくい資産、負債といったストック情報の把握が可能となること、したがって発生主義、複式簿記による財務書類を作成することで現金主義、単式簿記だけでは見えにくかったコスト情報、ストック情報が見える化され、議会や住民等に対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することができるということで

す。

以上のことを踏まえ、財政健全化対策の一つの方法として会計制度の見直し、具体的には複式簿記・発生主義会計の導入や、厳格な公会計基準の設定と情報公開などに取り組むことが必要と思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

次は、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの均衡をいつ達成できるのか、実現目標を設定すべきでないかということであります。プライマリーバランスとは、財政収支において借入金を除く税金などの歳入と、過去の借り入れに対する元利払いを除いた歳出のことで、そのバランスが均衡であれば、借金に頼らない行政サービスをしていることをあらわします。赤字なら後々借金がふえることを示し、収支が均衡していれば財政が健全であることを示します。現在の地方自治体の多くは、財政が硬直化し、臨時財政対策債等の特例的な地方債や、交付税、特別会計、借入金に依存せざるを得ない状況が長年続いている現状にある一方で、政府の一部では地方財政計画を大幅に削減し、地方交付税を現在の水準を相当下回る水準に抑制すべきであるという意見が出されていることも事実であります。

法令等に基づく事務事業の削減など、合理的な根拠に基づくことなく地方財政計画を見直し、国から地方への財政移転である地方交付税を削減する考えは地方自治体のプライマリーバランスの改善にならないことと思います。

しかしながら、財政改革を進めるためには、住民の理解と協力が欠かせないことを踏まえると、改革改善を断行するため、その前提として財政状況について住民に対する徹底した情報の開示が必要であり、その一つの方法としてプライマリーバランスについても実現目標を設定すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

最後は、中長期的な財政再建ビジョンの策定を

すべきではないかということであります。ビジョンとは、未来像とか展望とか見通しと訳されます。先月公表したむつ市財政中期見通しは、今後何もしなければ平成32年度には再建団体に転落する可能性があるため、財政再建のための目標を公表し、具体的取り組みに向かうという内容でありました。しかし、財政健全化に向けた重点事項の8項目について、いつ、どこで、何を、どのようにして目標を達成するのかという説明がありません。それでは、住民に対して危機感をあおるだけで、将来に対する夢も希望も与えられないと私は考えています。

政治というのは、住民に対し夢と希望を与えることも重要な役割の一つと先輩議員から教わりました。再建団体になったつもりで厳しく施策を実施するのか、現在の住民サービスを維持しながら施策が実施できるのか、国や県に対し財政的支援をお願いするのか、自力で再建できるのか、市民の皆さんに必要な情報は財政の見通しよりも財政再建の見通しの公表ではないかと私は考えています。財政再建のビジョンについて市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

財政健全化対策の必要性についてのご質問の1点目、公会計について現在の単式簿記・現金主義会計を改め、複式簿記・発生主義会計の導入を考えてはどうかについてお答えいたします。

単式簿記・現金主義会計による官庁会計は、現金の歳入歳出の管理を重視するものでありまして、メリットは予算がどのように使われたかを明確に表示できる、現金の収支が主なので、シンプ

ルでわかりやすいなどが挙げられますが、デメリットは建物や道路といったストック情報、いわゆる資産の情報が得られない、建物や道路について建設しても、それをコストとして認識できない、貸付金や収入未済に係る不能リスクが見えないなどが挙げられます。このように官庁会計は自治体をマネジメントするための情報が不足しているとの指摘から複式簿記・発生主義会計の導入が進められてきたところであります。

現在当市における財務書類の作成は、既存の決算統計データを活用した簡便な作成方法であります総務省方式改訂モデルを採用しておりまして、平成21年度決算から同モデルに基づいて貸借対照表、行政コスト計算書等の財務諸表を作成しております。

しかしながら、このモデルは本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないほか、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないといった課題がありました。このような中で、平成27年1月23日、総務大臣から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき、財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3カ年で作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう要請があったところであります。

当市といたしましても、この期間内に統一的な基準による地方公会計に基づく財務諸表類等を作成するとともに、この諸表を用いて財務分析を行い、財政の効率化を進めるとともに、その結果をよりわかりやすい財務情報として市民の皆様を提供していきたいと考えており、現在平成28年度中をめどに固定資産台帳の整備を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、基礎的財政収支の均衡をいつ達成できるのか、実現目標を設定すべきではないかについてお答えいたします。当市におけ

るプライマリーバランスは、赤字を脱却した平成22年度まで赤字となっておりましたが、平成23年度以降は黒字を継続してきており、平成26年度の決算では、11.7億円の黒字となっております。ここ数年は、借入金を除く税金などの収入が過去の借り入れに対する元利償還金の支払いを除いた歳出を上回っていることから、借金に頼らず行政運営がなされているものと受けとめております。

また、財政運営が健全になされているかどうか、まずは収支均衡した予算となっているか、決算収支が黒字であるかという視点とともに、将来世代に過大な負担をかけないということも重要な視点であるものと認識しております。したがって、こうした観点から、プライマリーバランスには予算編成の段階から常に留意しており、決算が確定した後は市のホームページで公表してまいりましたが、プライマリーバランスは重要な財務情報の一つでありますことから、今後は市民の皆様によりわかりやすい形で公表することを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、中長期的な財政再建ビジョンの策定をすべきではないかについてお答えいたします。今回お示しいたしましたむつ市財政中期見通しにおきましては、このまま何も対策を講じない場合、平成32年度末には20億円を超える累積赤字を抱えるシミュレーションになりましたことから、これを回避するために、歳入歳出両面にわたる財源対策項目を上げております。

しかしながら、これら財政健全化に向けた重点事項に具体的な対策や数値目標、対策の効果等が示されていないとの齊藤議員のご指摘は至極もつともであると考えております。ただし、私といたしましては、まずは市の財政の現状、将来の見通し、今後取り組むべき健全化対策につきまして、市職員のみならず、市民の皆様や議員各位を初め、

国・県に対しましても理解をしていただき、議員からご指摘のあった再建ビジョンという形でさまざまな事業の削減案等を突然に提示するというのではなく、まずは各主体の自主的な取り組みを促したい、自主的なご協力をいただきたいの思いから発信したメッセージ、見通しであると受けとめていただきたいと考えております。

したがって、今後におきましては、時代に即した真に必要な事務事業の見きわめに取り組みながら、市民の皆様や議員各位のご協力をいただかなければ本当の財政の再建は達成できないという前提のもと、財政中期見通しに上げた各財源対策項目をより実効性のあるものにするため、次のステップとして個別具体的な削減廃止案、さらには財源対策案を策定し、最終的には齊藤議員ご提案の財政再建ビジョンの策定も視野に入れながら、全市一丸となって財政の健全化に向かうことのできる方策を考えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 答弁ありがとうございました。

財政再建にということの一つの方法ということでもちょっと何点か提案してみたいと思いますが、まずは今までのようにお金がたくさんあっていろんなことができるという状況は、なかなかそういう時代はこれからは来ないだろうというふうなことを考えると、ある意味行政の守備範囲を決めていかなければならないだろうというふうに思います。例えば住民の皆さんがやれること、行政がやれること、そしてそこに交わる場所、どちらでもいいのではないかとということ、やはり行政の守備範囲という考え方からいうと、それを的確に絞っていくということが、過去にも市民と協働という話がありましたが、その協働していくために行政の守備範囲はどこまでなのだということを決めていくことも今後必要になってくると思います

が、どのように考えるでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回のむつ市財政中期見通しの中で、事務事業の見直しというところの項目がございます。この項目は、まさに今齊藤議員がおっしゃっていただいたとおり、行政の守備範囲といいますか、我々が本来なすべきことは何かということをしかりと考えたうえで、そういうところに集中して資源を投下していくということでございます。私といたしましては、財政改革というのは行政改革と一体となってやらなければいけない問題だと思っておりますので、行財政一体となった改革を推進し、この中期見通しのようにならないようにしっかりと財政再建に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 経費の節減、効率化ということになりますと、どこで使っているのかはちょっとわかりませんが、サンセット方式というのがあるのです。これどういうことかというのと、例えば補助金とか条例、1回つくれば、何かの理由がない限り永遠とそれをやり続けるというのが今のやり方ですが、このサンセット方式というのは、もうその条例または補助金をつくったときに期限日をつけるというやり方でありまして。当然期限日をつけるということは、その日が来たら必ず見直すと。継続するのか、廃止するのかということを確認するというふうなのがサンセット方式と言われているのであります。こういう方式もぜひ今後の改革の中に取り入れるべきだと。急にはできるものではないのは十分知っていますが、やはりそういう考え方も必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

サンセット方式ということについては、例えばむつ市の中では希望のまちづくり補助金というものがございます。これは、補助金を3年間に区切って補助をして、その後は自主的な取り組みを促すということでございますので、そういった意味では一部導入していると。こういうふうと考えておりますけれども、今後さまざまな事業を見直すうえで、私自身はやはりソフトランディング、どうにかしてやはり住民の皆様にも少しでも負担をかけないような形でやっていくということが必要だと思いますので、言ってみれば年限を区切って、ある程度そこまで事業の再生の見込みを自主的にまずはつくっていただく、その中で、もしそれがうまくいかなければ次の段階というような形での取り組みになっていくのではないかと。いうふうに現時点では考えております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 財政を硬直化している一つの要因に臨時財政対策債というのがあります。これは、本来国が地方に対して必要経費として地方交付税として交付できない、国がお金がないので、地方には、例えばむつ市には、その国がお金を出せない分借金してもいいですよということが臨時財政対策債ということになります。これが意外と地方財政を圧迫する原因になっておりまして、現在むつ市の臨時財政対策債、総額幾らになっているのか、先にお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

齊藤議員おっしゃられるとおり、臨時財政対策債は国の地方交付税特別会計の財源が不足して、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税にかえて、その穴埋めとして該当する地方公共団体自らに地方債を発行させ、この元利償還金については全額を普通交付税で措置するという制度でございます。

本市における臨時財政対策債の発行額は、制度が始まった平成13年度から平成26年度までで総額約155.2億円と多額の借り入れをしており、これまでの償還額は約33億円、残高は122.2億円ということになってございます。

以上です。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 今残っているのは約120億円、本来国が交付すべきお金、しかもそれは一般財源として建設債とか、物を建てたり買ったりするのではなくて、義務的経費と言われる住民の皆さんが生活のために本来必要な国が交付すべきお金であったというふうに考えると、今現在120億円あったら何ができるのかというふうなことを考えれば、国に対してはお金がないから交付できないということではなくて、正確に制度にのっとって交付をするべきだというふうに私は思っていたのですが、やはりそれも制度上なかなかうまくいかないということでこういうことになっていると思います。

臨時財政対策債、残っている120億円は、当然何かを建てたり何かをつくったりするために使ったお金ではなくて、実際資産に残らないのです。つまり何も物に残らないで借金だけを持たせられてしまったということを考えると、ではそれをどうやって解消していくのだというふうになれば、これもまた難しい。返済の方法について、借りかえをしたり期限がついたりしているのもお聞きしましたが、その解消をどういうふうにしていくのかということも今後の財政課題になると思いますが、どういうふうになっているのかお知らせ願います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、これは基本的には総務省の説明がありますけれども、後年度交

付税措置がなされるということで、一時的な借金といえど、全額について、これは国が補償しているというようなものだというふうに理解をしています。ですから、これの返済については特段問題視は私自身は考えておりません。ただ、この臨時財政対策債自体の発行が、発行済みの元利償還分のために、またさらに臨時財政対策債を発行するというようなことが国の地方財政計画の中で定められている状況でありまして、国としてどうやってこの借金を返していくかということのめどがないということについて私は不安を覚えているということになってございます。

そうした中で、この問題は実はむつ市だけの問題ではなくて、全国の市町村共通する問題でございますので、これは全国市長会あるいは東北市長会の中で問題視、問題提起をさせていただいて、常に総務省のところで要望させていただいているというところになってございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） よくわかりました。財政再建のためにということで、いろんなやりとり、または今後もやりとりしていくことになると思いますが、やはり健全化に向かうためには、市長だけではなくて、当然我々議会も、そして職員の皆さんも本気で取り組まないと、これは改善できないだろうと。自力で再建するというのも一つの考えかも知れませんが、一方で国・県に頼ることも必要でありますし、その制度について、市長がおっしゃるとおり、地方の実情を国に対して訴えていくと、本来のあるべき姿がどうということなのかということも、全庁一丸という言葉が市長はよく使いますが、全市一丸となって住民の皆さんも含めて、やはりそれを進めていくと。そのためには、当然厳しい内容の改善もあるかと思えます。でもそれをやらないと、将来にわたってここに住む次の世代が苦勞するというにならないように、

やっぱり取り組むべき仕事がこの現在の我々の役割だというふうに思っていますので、そのところは肝に銘じてぜひお願いしたいというふうに思います。もし市長、話すことがあったらお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 大変重要なご指摘を受けたというふうに思っています。将来世代に対してしっかりと責任を我々の世代がやっぱり果たしていかなければいけないということは、まさにそのとおりでございまして、今回財政の中期見通しを出させていただいて、財政健全化団体ということにもしかしたらなるのではないかというような見通しを出させていただきました。この健全化団体に仮になったとすれば、健全化法によりまして、健全化計画というものの策定が義務づけられて、地方としての特色を出しづらい、まさにむつらしさというものがなくなってしまうような自治体になる可能性があります。例えばですけれども、さまざまな公共料金の一律の引き上げ、あるいは公民館を初めとする集会所、そういったものの廃止、事業のストップ、さらには指定管理している各種施設の閉鎖、そういったことが本当に将来にわたって可能性のある、現実味のあることになってしまう可能性があるわけです。ですから、そういうことをしないためにも、今から少しずつでも手をつけられる範囲でソフトランディングをしながら財政再建に取り組んでいくことが我々の責任だということを、改めて私はこの場をおかりして皆様にもご協力をお願いさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本留義） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第225回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問させていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしく願いいたします。

今回の一般質問が46回目となり、前市長がお亡くなりになったとき、1度だけ休ませていただいたときを除けば、毎回発言の機会をいただいております。

先般以前の質問を振り返ってみたときに、我ながらいい質問もあれば、とんちんかんなものもあり、思わず赤面をいたしました。質問内容についての評価は市民が判断するものですから、何とも言いがたいのですが、これからもできる限りいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、4年間、議員各位及び理事者各位には、こんな個性の強い私にご指導、ご鞭撻をいただき、心より感謝を申し上げます。精いっぱい頑張っておりますので、また12月からも一緒に議論できることをお願いいたしまして、質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従いまして、2項目4点について質問いたします。

まず、1項目めの産業振興について質問いたします。1次産業について質問いたしますが、今回

は世界でも類例を見ない4つの海を有している下北の水産業に重点を置いて質問をいたします。

水産基本法は2001年に制定され、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念に置いております。基本法の理念を実現するために、5年前に見直されており、個別施策についての中期的な指針となっております。現在の知事であります当時の衆議院議員の三村申吾知事に、漁船漁業の沖合状況の改善についてロビー活動をしたことが懐かしく思い出されます。

現在の水産基本計画は、2007年3月に閣議決定されましたが、政権交代に伴い、個別施策の多くが見直されました。時の政府は農林水産大綱で、漁業所得補償制度の創設により、漁業経営の安定化を提起し、公共事業を圧縮し、所得補償の実現に向け計画的な資源管理に取り組もうと、漁業共済及び積立ぶらすを活用した制度設計を構築しました。

日本の漁業生産は、戦後、遠洋、沖合漁業の拡張期を経て、ピーク時には生産量1万2,822万トン、生産額で2兆9,800億円にまで達しましたが、200海里経済水域への移行や水産資源の減少などにより沖合漁業は63%、遠洋漁業は80%の減少となり、漁業生産量は559万トンにまで落ち込み、低迷が続いており、沿岸漁業と海面養殖事業の総合的なウエートが高くなってきております。

漁船漁業は、総生産量の8割を占めておりますが、漁業生産は伸びておらず厳しい状況に置かれており、漁船は年々減少しており、資源状況に適した漁船構築や生産構造への転換が必要ではないかと私は考えております。

遠洋漁業は、公海漁業規制が年々強化され、外国船との競合、入漁料の高騰も相まって、数十隻もあった船が5隻まで減少し、数年前に八戸みなと漁業協同組合凍結部会と合併いたしました。

沖合漁業についても、資源の規制が厳しくなっ

てきており、同時に漁船の老朽化、経営はますます厳しさを増しております。漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は2009年の調査で225万円から250万円となっており、相当厳しい状況に置かれております。就労者数についても、1953年の79万人をピークに減少の一途をたどり、2009年には22万人まで減少し、現在では19万人とも言われております。

一般的に余り知られてはいないのですが、日本は漁業管理においては世界の中では後進国です。十分な漁獲規制がない中で乱獲が進行しており、TAC法という法律がありますが、私は余り機能していないように感じております。資源が減少している中、漁獲の持続性を無視した漁獲枠が設定されていると思わざるを得ません。持続性を無視し続ければ、漁業を衰退させてしまうことからです。

漁業に限らず1次産業は、自然に左右される要因が多く厳しいことは承知しておりますが、どこかで知恵を出し、転換していかないと就労者の減少や産業の衰退に歯どめがかからないことにもなってしまいます。誰かが英断を持って変える時期に来ていると私は思っております。漁業者の気持ちも、私は痛いほどわかりますが、ここまで進まないことは、お互いに気がついていることと思います。

1次産業は、食の原点でもあり、根幹をなすものと思っております。現在6次産業が注目されておりますが、1次がなければ6次に到達しないのです。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1次産業従事者の確保及び1次産業の振興についてどのような考え方を持っているのか、市長にお伺いをいたします。

次に、2項目めの海水浴場について質問いたします。ことしもニュースを見ておりますと、残念

なことに水難事故が起こっております。全くなくすることは難しいこととは思いますが、少しでもなくしてゼロに近づける努力をしていかなければならないと思っております。

水難で子供に死者、行方不明者が発生した場所は、河川が最も多いということが警視庁の平成25年度における水難の状況から発表されました。水難の発生件数は1,459件で、前年比11件増、水難者は1,639人で前年比75人減で、このうち中学生以下の子供は198件、前年比12件減、水難者は244人、前年比48人減で、うち死者、行方不明者は44人で前年比17人減ということでした。

水難の発生件数を都道府県別に見ますと、神奈川県と静岡県が最多で71件、次いで北海道が70件となっております。発生場所は、河川が43.2%、海が31.8%、用水路が13.6%で、行為別に見れば、水遊びが45.5%で最も多く、次に水泳中20.5%となっております。

政府広報オンラインでは、一旦事故が起こると命にかかわる重大な事故になる可能性が高いのが水難の特徴だと言いき、事故を防ぐために危険な場所を確認し近づかない、ライフジャケットの着用、子供たちだけでは遊ばせないなど注意点を紹介しております。

本市の場合は、河川は遊泳場所になっていないと思っておりますので、海について質問してまいります。

皆さんご承知のことと思っておりますが、海には潮の流れというものがあり、ちょっとしたすきに水の流れに巻き込まれたという経験をしたこともある方もおられるかと思っております。強い流れに巻き込まれると、大人でも最悪な事態を引き起こすことがあります。

皆さんも聞いたことがあろうかと思っておりますが、大きく分けて流れには、離岸流と逆潜流、そして湧昇流と下降流というものに分類され、離岸流は主に遠浅の海岸で起こる可能性が高く、毎秒2メ

ートルという速さで一気に沖合まで流されてしまいます。陸に向かって泳いだとしても、離岸流に流されると水泳選手でも流されてしまうと言われるくらい恐ろしい現象です。戻らなければという気持ちで陸に向かって最短距離で泳ごうとしがちですが、水平もしくは斜め横に進めば幅は20メートルから30メートルなので抜けることが可能です。ごみが詰まっているところや海岸の地形がへこんでいるところに見られる現象なので、比較的判断しやすい現象でもあろうかと思っております。

逆潜流ですが、海底に引きずり込まれるような強い流れのことを言います。離岸流よりも流れが速く、足や腰をすくわれてしまう危険性があります。離岸流に巻き込まれてしまったら、慌てずに海面に上がるのを待ち、流れから抜けることが大事です。慌てると、水を飲んでしまい危険な目に遭ってしまいます。逆潜流は、波打ち際が急に深くなっているところに多く、砂利や石がたくさんあるところに見られます。潮の流れは、寄せる波よりも引き波のほうがエネルギーが強く、沖へ沖へと流されていってしまいます。十分注意が必要かと思われまます。

湧昇流は、下から温かい水が流れている現象で、プランクトンが大量に発生するため漁場としては最高です。近場には、余り見られることはありません。

下降流は余り見られませんので、省略いたします。

多く見られるのが離岸流で、一番わかりやすいのがビーチボールやボートが何となく沖に流されてしまった経験がある方があろうかと思っております。それが離岸流で、先ほども申しましたが、比較的発見しやすい潮流です。

以上、比較的わかりやすい潮流を説明いたしました。海水浴場の特性を知っていると対処の仕方がわかり、水難に遭う確率が低くなることと思

います。せっかくの夏休みやお盆の帰省に事故に遭ってしまっは大変不幸なことになってしまいます。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、市内の海水浴場の数と稼働率及び利用者数について。

2点目といたしまして、監視員について。

3点目といたしまして、水難事故防止のため海水浴場の潮流を調査して公表してはどうかについて市長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、産業振興についてのご質問の1点目、1次産業従事者確保及び1次産業振興についてどのような考え方を持っているのかについてお答えいたします。

初めに、農業についてであります。当市の農業は水稲を中心に、広大な農地と夏季冷涼な気象条件等を生かした大根、長芋等の露地野菜や、トマト、イチゴ等の施設野菜等の生産に取り組んできたところであり。しかしながら、農業を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、特に農業所得の減少や少子高齢化による担い手不足が進んでいることから、市では新たな担い手となる農業従事者の育成、確保を図るため、平成24年度から国の青年就農給付金事業を活用した担い手の育成確保事業を実施しており、今年度までに7名が就農しているところであります。

また、この事業を通じて、平成28年度には新たに3名が就農する予定となっており、わずかながら新規就農者が増加しているところであります。

市といたしましては、今後も国の支援制度を活

用し、農業従事者の確保を図るとともに、夏秋イチゴ、ニンニクなどの収益性の高い作物の産地づくりを進め、若い世代にも魅力のある農業を目指してまいりたいと考えております。

次に、水産業についてであります。当市は三方を海に囲まれており、多種多様な魚種に恵まれ、古くからこの豊かな海に支えられた漁業と関連する産業が地域経済の中心を担ってまいりました。

しかしながら、現在の漁業を取り巻く環境は漁業者の高齢化、魚価の低迷、燃油価格の高どまりなど非常に厳しい状況にあります。さらには、高水温によるホタテガイの大量へい死や地球温暖化に伴う海水温の上昇による漁場の変化など、自然環境の影響を受けやすいという不安定な面を持っているほか、一般に重労働のイメージが定着しており、これらのことが若者が漁業に魅力を感じる事ができず職業として選択され得ない要因となっていると認識しております。

また、漁業の場合、漁業権や漁業協同組合規約等による制約が多いため、新規に就労するためには、現に漁業を営んでいる経営体に雇用されることが一番の近道となりますが、漁業経営体が新規就労者を受け入れるためには、まずはその経営自体が安定している必要があります。

市といたしましては、漁業経営の安定こそが若者が漁業に就労するための第1条件であると考えておりますことから、漁協が実施する各種種苗生産、放流事業、増殖場造成事業など、資源増大に資する事業に助成をすることで漁業経営の安定化を図られるよう支援をしております。

また、平成24年度から大畑町漁業協同組合や下北地域県民局むつ水産事務所を初めとする関係機関が大畑前沖で行っておりますホヤの養殖試験事業につきましては、今後も採苗技術の確立のみならず、その後の加工、販売対策に至るまで研究を行い、持続可能な漁業の推進を図っていくと伺っ

ております。

このような資源増大、生産技術確立のための事業に加え、「むつ市のうまいは日本一！」や下北プラッターなどの取り組みを通して当市の水産物の知名度を上げることでブランド化による魚価の向上及び販路拡大のため、県内外にその魅力を発信しているところであります。

また、災害等における漁協及び漁業者の経営支援として、利子補給事業や漁業共済掛金の一部を補助する事業を行っておりますほか、漁港や漁場等の漁業生産基盤を整備し、漁業活動の効率化を図っております。

これらの施設を継続していくことにより、所得の向上や漁業経営の安定が図られ、将来的に漁業後継者や若者の就労につながるものと考えております。

また、今後は漁業のイメージアップも必要であると思われまますので、若い漁業者からの、このようなことをやっていただきたい、あるいはやってほしい、こういう声に耳を傾け施策に取り入れてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、海水浴場についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳孝志） 佐賀議員の海水浴場についてのご質問にお答えします。

ご質問の1点目、市内の海水浴場の数と稼働率及び利用者数についてであります。市内の海水浴場につきましては、旧むつ地区に浜奥内海水浴適地、川内地区にかわうちまりんびーち、大畑地区に大畑海浜公園海水浴場、脇野沢地区に愛宕山海水浴場の4カ所となっております。

平成27年度の稼働率は、浜奥内海水浴適地が81.8%、かわうちまりんびーちが92%、大畑海浜公園海水浴場が95%、愛宕山海水浴場が96%であ

ります。

また、利用者数につきましては、平成23年度から平成27年度までの5年平均で、浜奥内海水浴適地が467人、かわうちまりんびーちが6,977人、大畑海浜公園海水浴場が1,915人、愛宕山海水浴場が1,098人となっております。

次に、ご質問の2点目、監視員についてお答えします。監視員の配置状況につきましては、浜奥内海水浴適地が2人、かわうちまりんびーちが4から5人、大畑海浜公園海水浴場が2人、愛宕山海水浴場が2人となっており、業務委託契約を結び配置しております。

また、監視員の業務委託に当たりましては、心肺蘇生法、止血法、自動体外式除細動器の使用方法を含む講習を受け、普通救急講習の修了証を取得した者を業務に従事させることを条件としております。

次に、ご質問の3点目、水難事故防止のため、海水浴場の潮流を調査し、公表してはどうかについてお答えします。もとより水難事故を未然に防ぎ痛ましい犠牲者を出さないことは、とても重要なことであることから、第一に守っていただきたいのは、先ほど申し述べました監視員が常駐している市内4カ所の海水浴場等で泳いでいただきたいということ、それ以外の遊泳禁止区域では絶対に泳がないでもらいたいと考えています。また、体調がすぐれないときの遊泳は避け、天候の急変にも注意し、かつ保護者には遊泳中の子供から目を離さないことなどを心がけていただきたいと考えています。

さらに、議員ご指摘のとおり、海ではさまざまな潮流が発生することがあります。沖に向かう強い潮流の離岸流、海底へ向かって流れる逆潜流、海底から冷たい海水が湧き上がる湧昇流など、それら潮流を原因とする事故も全国的には発生しております。幸い当市において水難事故はしばらく

発生していませんが、海水浴場利用者の皆様には、さきに申し述べました注意事項を守っていただくよう、これまで同様広報するとともに、潮流に関しましては、利用者からの情報収集及び必要に応じて地域の漁業関係者の皆様の知見をお伺いしながら、海水浴場ごとの潮流に関する特性等の把握に努め、監視員による監視の質の向上に結びつけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁をいただきました。

まず、海水浴場のほうからのお伺いしまして、思ったより利用者が多い、また稼働率も高いということで、私もしばらくちょっと行っていないものですから、わかりませんでしたけれども、大変喜ばしいことであります。

2番目の監視員についてのことなのですが、それなりの講習を行っている。ただ、どうでしょう、私記憶にあるのは、3人以上いたのかなと思ったのですが、例えば2人の監視員だとします。事故が起きたとき、1人は救助に向かったりなんかすると、1人は救急やったりなんかするという形になろうかと思うのですが、その連絡のシステムといいましょうか、どのような分担の仕方しているのか。3人だったらある程度、現場に2人が残って、協力しながらやるとかわかるのですが、2人だというと、委託をしているということですから、詳しくはわからないかと思いますが、2人というこの人数がよろしいのかどうか、そしてまた救急に起きたときの連絡体制はどのように考えているのか、また行っているのかをお教え願いたいと思います。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 佐賀議員の再質問にお答えいたします。

事故があった際の対応についてでございますけれども、救急講習を受講済みの監視員が配置されておりますことから、事故の状況に応じて救命措置などの初期対応を行うとともに、海水浴場ごとに定めております関係機関への緊急連絡を行うこととしております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） そうですよ、そういう講習をしているわけですから、そういうことだと思います。わかりました。それはよろしゅうございます。

続きまして、3番目の水難事故の潮の流れを調査してということなのですが、先ほどの部長の答弁からいきますと、利用者にもいろいろ聞いてみて、事故を防ぐために把握に努めるということなのですが、私が提案するのは、そんな難しいことではないと思うのです。ほとんどが離岸流と、それから逆潜流の2つだと思うのですが、例えば潮流を調査してみて、そんな難しくないと思うのです。調査の仕方は、ちょっと私も詳しくはわかりませんが、調査してみて、まずは利用者の方々に、ここの海水浴場はこういう波の、潮の性質だと、ですからこういう波でということで、看板を立てるのがいいのか、図解がいいのか、やり方は別として、こういう波の特質ですから、こういう注意をしてくださいと言うほうが、よりわかりやすいのではないかなと思うのですが、その啓蒙についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 先ほども答弁しましたとおり、監視員の方、利用されている方、また潮流に対して知見のある漁業関係者の方々とか、いろんなそういうところの情報収集をして、また潮流に関しましては、いつでも一定ということでもまたございませんでしょうし、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 臨機応変に対応ということは、大変かみつくようで申しわけないのですが、臨機応変に変えるということは、その都度告知できるということなのですか。私が言っているのは、この波は、こういうとき来たら、こういうのがありますということで、看板か何かでお知らせする程度だったらそんなに難しくないと思うのですが、臨機応変ということは、その都度違って、その都度告知するというので理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（柳谷孝志） 離岸流とか潮流がその海水浴場内で恒常的に発生している場所があるとするれば、当然事前に広報する、看板立てるにせよ、広報むつ等で広報するという事はあろうかと思いますが、潮流に関しましては風とか気候とかいろいろな原因で発生するというふうになっておりますので、利用されている方もしくはその地域の潮流に詳しい漁業者の方の知見を伺いながら、こちらのほうでは特性等を把握して対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。そんなに私は潮の流れというのは一回に変わるものではない、大体それなりのものがあると思うのですが、そこら辺のところをきっちりやっていただきたいと存じます。

あと教育委員会のほうにお伺いしたいのですが、今例えば各地域の波の潮流、夏休みとかに入る前に、子供たちにはきちんとした海水浴場で泳ぎましょうとかという指導はするのですが、さっき言ったみたいに、こういう波のときにはこういう特質があるからという教えといいますか、レクチャーを何分か持ってやると、子供たちというのはわかりやすいと思うのです。私も経験あるので

すが、巻き込まれたときに、横に逃げていけばすぐ逃げられるものがあるのですけれども、焦っているものですから、陸に向かっていくと、かえって体力を使って水を飲んでしまうとかがあるものですから、今後において学校で夏休み前に若干でもそういう、もうちょっと詳しく海の特性や、こういうふうなというのを教えるということができるとかどうか、またそのような考えがあるのかをお伺いいたします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

学校では、水難事故防止のための指導というのは、これまでも各小・中学校で行って来ました。しかしながら、今ご質問がありました潮流に関しての指導というのは、これまではほぼ行ってこなかったということがございます。海水浴場で必ず泳ぎなさいと、監視員がいる海水浴場で泳ぎなさいというふうな指導をしておりますので、その必要がこれまでは余り感じられなかったわけでありましてけれども、もし海水浴場でそういう潮流が発生しているというような情報があるのであれば、これは子供たちにそういう対応の仕方等を指導しなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

先ほど部長の答弁からもあったように、風やいろいろな要素で、必ずしも100%強いのが起きているというわけではないのですが、さっきも壇上で言わせていただいたのですが、誰もが経験あるかと思うのですが、例えばビーチボールや何かを流してしまったと。沖に沖に流されていく現象を、皆さんも1度や2度経験していると思うのですが、そういうときに起こっていると、体を浮かせると、そのまま沖に流されていくわけですね。

大畑地区のところは、僕は近所ですから、あそこは遠浅で確実に少しずつ、少しずつ沖に流されていくわけです。今整備したものですから、あの形からいくと、そんなに前みたいに強くはないのですが、やっぱりそういう大なり小なり起こっているというのがありますので、今後の教育においては、もしそういう機会があれば、子供たちにこういう波の特性だから、こういうときはこういうものを、こういう沖に流されていくものがあると、そういうときは横に逃げれば、その波から抜けて陸に来れるよというふうなものを、機会があればお教えしていただきたいと希望しておきます。

次に、1次産業のほうなのですけれども、るる先ほど市長の説明があったとおり、私も結構比較的力量を入れてやっている部分ではないかなと思います。

いかんせん1次産業というのは、余りメジャーじゃないといいますが、若い者からすれば格好よくないと。先般もお盆のときに、若い人たちとお話をさせていただいたのですが、漁業者、特に漁業というのは私の地元大畑は、どっちかというところ漁業が強い町なものですから、漁業後継者になるかという子供たちと話をすることが多いのですが、大変帰ってきたいけれども、おもしろくない。今の子供たちは、どっちかというところ、お金よりも休みが欲しいのだと。あのファッションも気に入らないと。そういう辛辣な意見を聞いて、確かにそのとおりの思いますが、これからそういう部分にいくとすれば、新しい漁業の形が必要かと思えます。ましてや今までのとおりでよくないから就労者がふえないわけでございまして、大所高所からの指導といいますか、そういうものも考えていかななくてはいけない。

1次産業をこれからふやすためには、先ほど市長が答弁した以外に、市長の個人的な考えで結構ですので、どのような形が望ましいのか、またや

れる要素があるのかということ、市長の私見で結構ですので、まずお聞かせ願いたく存じます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私見を述べる場ではございませんので、市としての答弁になりますけれども、若者の1次産業の就業についてということでお答えさせていただきますと、内閣府が行った若者の考え方についての調査ということになります。その仕事を選ぶ理由として何がどのくらい大切かという設問で、大切であるという回答が多かったものが、収入が多い、そして自分の好きなことができる、多くの人の役に立つ、休みが多い、これ佐賀議員のご指摘のとおりです。安定して長く続けられるということでありました。そうしたことから、最近の若者、私も若者、もうちょっと若い人かもしれないけれども、最近の若者は、仕事に安定、収入、そして自己実現を求めているということが言えるというふうに思います。

私自身は、本来の1次産業というのは、国の食料供給を担う大変やりがいのある仕事であると同時に、自然と対話し、受け継がれたわざや知恵、そして経験値、想像力を駆使するクリエイティブな仕事であるというふうに認識しております。これは、漁業であっても同じだというふうに思います。

農業の中で、例えば青森県の例で見ますと、五戸町でありますけれども、アパレル農家と呼ばれる長芋農家の夫婦がアパレル業界出身の経験を生かし、ファッションナブルな作業服で農作業を行い評判を呼んでおり、1次産業でも格好よく仕事ができるのだというふうに私自身は感心しております。今後はこのようなプラスイメージへの転換を図ることが重要であるというふうに考えております。

こうした観点から、実は広報むつの6月25日号で「農業はかっこいい」という特集を組み、イメージアップを図っているところでありまして、漁業についても今後こうした取り組みをしていきたいというふうに考えています。

こういったそれぞれの漁業従事者、若い人たちの取り組みに呼応する形で市が行う水産基盤整備を初めとする各種振興事業によって、経営の安定化、高収入化を実現することができれば1次産業の従事者がふえていく。若者に限らずふえていくのではないかと考えているところでございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁いただきました。

やっぱりどうしても地味さというか、1次産業というのがそういうような感じで見られて、農業は比較のおかになりますので、いろんな意見が聞けたりですとか、就労の機会がふえるというのですが、漁業、特に外海の漁業というのは旅に出ていく船が多くて、地元には漁業者がいないというものが多々ございます。そうすると、どうしても意見の集約もしにくいですし、またいたとしても、漁に出て、帰ってくれば、もう寝てしまうと。余り情報に触れる機会が少ないのかなと、そのように思っております。特に若い人たち、私の同級生はたまたま水産学校とか工業高校とか商業高校を出て漁師をやっているのが多いものですから、結構おもしろい発想を持っているのですが、なかなかこの漁業に対する考え方というのが、何となく知ってはいるのですが、前向きではないと。

特に、こういう意見を言うと県に叱られるかもしれないませんが、余り外海に対して力が入っていないのではないかなと。特にサケ・マスや、ホタテはこれはそれなりに水揚げもありますし、特産品でありますけれども、イカですとか外洋のものに余力が向いていないような気がします。ですか

ら、ぜひとも市長、外洋、特にイカですとかそっちにも、特にイカが多いのですけれども、大体水揚げの8割近くはそうなっていますので、力を入れていただいて、いろんな売り方やいろんなものを打ち出していきたいと、そのように思っております。

どんどんこれから外海に向けた市の、今のところのやつは、どっちかという養殖事業が主ですからあれですけれども、そういうリクエストがあったときに応えられるかと。応えられるかとか、どのような力を入れていただけるか、最後に一つだけ伺いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

外海に目が向いていないということでありましたけれども、今般我々のむつ市、それから下北半島ということで、実は経済産業省のほうに提案をさせていただいて、ふるさと名物応援事業というもののモデル地域に選定をされました。この中で我々としては、イカの加工品ということで、名物だということでこれから売っていききたいという事業を展開する予定となっております。こういった事業を推進することによって、外海というか、旧大畑町のイカの事業をこれからはしっかりと盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。ぜひとも目を向けていただきたく、そして発展するように頑張りたいと思います。

まだ確定ではないです、一部水産に興味のある県議会の先生方からもちよっと問い合わせがありまして、3名から来たのですけれども、海峡サーモンについて、もう少しやってみたいということで今来ております。

これからいろんな事業が出てくるかと思いますが、そういうときはぜひともご協力をしていただきたいことを望みまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後1時50分まで暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（山本留義） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。14番浅利竹二郎議員。

（14番 浅利竹二郎議員登壇）

○14番（浅利竹二郎） 山本留義議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。今任期中の最終議会となりましたむつ市議会第225回定例会において、議員の権能に基づき、市民生活にかかわる喫緊の課題2項目9点について一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれましては、簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

さて、8月14日、内閣総理大臣談話が発表されました。「終戦70年を迎えるにあたり、先の大戦への道のり、戦後の歩み、20世紀という時代を、私たちは、心静かに振り返り、その歴史の教訓の中から、未来への知恵を学ばなければならないと考えます」と語りかけています。多くのとうとい犠牲のうえに現在の平和がある、これが戦後日本の原点であるとし、「我が国は、自由、民主主義、人権といった基本的価値を揺るぎないものとして堅持し、その価値を共有する国々と手を携えて、

「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいります。終戦80年、90年、さらには100年に向けて、そのような日本を、国民の皆様とともに創り上げていく。その決意であります」と結んでいます。

今安保法制改定審議が参議院で最終段階に入っています。一国平和主義が現実として成り立たない世界情勢下の中で、その価値を共有する国々と手を携え、積極的平和主義のもと、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してまいりますという総理大臣談話の内容を実践に移すのが今回の安保法制改定であると考えます。戦後70年、無償で平和が賄えるという非現実的な夢から覚める節目の年になるかもしれません。

さて、平成の大合併から10年、当時多くの自治体は、政府のあめとむちで追い立てられ、進むも地獄、踏みとどまるも地獄の二者択一を迫られる中で合併が強行された経緯があります。今あめの部分は賞味期限が切れかかり、特例措置の片言等が打ち出される中、地方の人口減少、過疎化の波は相変わらず深刻な問題であり続け、むつ市も同様の悩みを抱えての市政運営を強いられる状況にあります。

これらの問題意識、危機意識を共有したうえで、むつ市議会第225回定例会壇上より一般質問を行います。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、今後、市財政を圧迫するであろう懸案事項の方向性についてであります。むつ市では、8月3日、平成32年までの財政状況を推計したむつ市財政中期見通しを策定、発表しております。平成の大合併で、あめの部分であった普通交付税の加算措置、合併算定替は今年度、平成27年度から平成32年度までの6年間で段階的に通減、最終的には5億9,100万円の減額が見込まれるという厳しい試算であります。

むつ市の現状を俯瞰すれば、今後とも人口減少、過疎化、景気低迷等が続き、市民生活全体が縮小の方向に向かっていくことは現実として認めざるを得ないところであり、今後はそのことを踏まえ、たうえでの市政運営のかじ取りを強いられることとなります。

今回財政中期見通し（緊急健全化対策）を策定、歳入規模に見合った財政規模への転換を図り、時代に即した真に必要な事務事業を見きわめながら、効果的で効率的な行政運営を目指すと市長が決意を述べられておられるのも、それらの現状認識のもとに行われたものと理解しております。

そこで、今任期最終議会の一般質問に際し、むつ市が直接、間接を問わず主体となるべき事業に関して、今後とも市財政を圧迫するであろうと私なりに考えてきた懸案事項7点の方向性について、市長のお考えをお伺いするものであります。

1点目は、旧合併町村から引き継いだ公共施設等の統廃合についてであります。合併後も人口減少が著しく、過疎化も進む中、旧町村から引き継いだ分庁舎、消防署、診療所、火葬場等の公共施設はそのまま存続している状況にあることを考えますと、行政の簡素化、効率化の観点から、そして財政が逼迫していく現状での対応として、これら公共施設の統廃合は避けて通れない道であろうと考えます。為政者として市長の苦渋は重々承知のうえで、公共施設の統廃合について、今後の方向性をお伺いするものであります。

2点目は、債務負担行為を設定している下北医療センター負担金の繰り出しについてであります。平成11年度から平成34年度までの期間でむつ総合病院に対する負担金として総額34億4,285万2,000円の債務負担行為が設定されております。しかしながら、過去を含め現代に至るまで、むつ市は危機的財政状況に終始し、平成26年度までにならずか1億7,796万4,000円が繰り出されているに

すぎません。平成27年度当初の債務負担行為残額は32億6,488万8,000円となりますが、最終期限の平成34年度までに履行できるのかどうか、大いに疑問視されるところであります。

下北医療センター内の会計処理は、未収金として収益に計上されているものの、長期の未収に対する指摘もあり、今後どのような方向性で対応するのかお伺いいたします。

3点目は、下北医療センター及び下北地域広域行政事務組合に係る負担金、補助金等の増加が見込まれる要素に関連して、むつ市財政中期見通しの中でどのような捉え方をするのかお伺いするものであります。

その1つは、耐震強度の不備が指摘されている下北医療センターむつ総合病院入院病棟の建て替え、補強等に係る企業債償還金の負担についてであります。むつ総合病院入院病棟が耐震強度の不足を指摘されていることは、周知のとおりであります。建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律によるところでは、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物について、耐震診断の義務化、耐震診断結果の公表が平成27年、今年末となっており、むつ総合病院の診断結果も明らかになるものと考えます。

東日本大震災以降、高い確率で30年以内に南海、東南海及び首都直下型地震等の発生が懸念されると指摘されている現在、災害拠点病院に指定されているむつ総合病院の建て替え、耐震改修は急務であります。建て替え、耐震改修を実施するとした場合、企業債への起債に頼らざるを得ないことは必至であり、その場合、むつ市が見込む企業債償還金の負担等を財政中期見通しの中にどう織り込んでいくのかお伺いいたします。

その2は、契約期間満了が迫っている下北地域広域行政事務組合のごみ焼却炉建て替えに係る公債費の負担についてであります。現在ごみ焼却施

設については、アックス・グリーン・サービス株式会社が三菱マテリアル株式会社製造のガス化溶融炉方式焼却炉を使用し、営業を続けております。しかしながら、焼却炉の保証期間は20年間で、三菱マテリアル株式会社は、保証期間が過ぎると撤退するとのことであり、その期限は数年に迫ってまいりました。新しいごみ焼却炉の建設が喫緊の間に迫っていることを考えれば、むつ市としても下北地域広域行政事務組合に対し応分の公債費負担を確保しなければなりません。今後どのようにして所要経費を見込み、起債の負担分を財政中期見通しの中に織り込んでいくのかお伺いいたします。

その3は、自然災害時の拠点として整備が急務の大湊消防署の建て替えに係る公債費の負担についてであります。大湊消防署は、主に大湊地区住民の安全安心を守り、災害応急時の出動拠点として重要な位置づけにあります。しかしながら、施設は老朽化、耐震強度の不足や、海辺に立地していることからの津波対策上脆弱であること等が指摘され、一昨年大湊バイパス沿線上に建て替え予定地を確保していただいたところであります。このうへは、近い将来大規模地震等災害の発生も予測されております現状からして、大湊地区の重要な災害出動拠点として消防署建屋の早急な完成を望むものであります。この場合も起債に頼らざるを得ないことは必至で、今後どのように所要経費を見込み、起債の負担分を財政中期見通しの中に織り込んでいくのかお伺いいたします。

以上、3点目のその1からその3については下北医療センター及び下北地域広域行政事務組合に係る企業債償還金の負担、公債費の負担等が見込まれ、今後市財政を圧迫するであろうと懸念されることから、むつ市財政中期見通しの中でどういう捉え方、位置づけにあるのかについてお伺いするものであります。

4点目は、市民から要望の強い（仮称）むつ市立総合体育館新設経費についてであります。旧市立体育館が耐震強度不足により閉館を余儀なくされ、今年度中には解体される運びとなりましたことは周知のとおりであり、跡地につきましては下北医療センター駐車場として転用されることになりました。

さて、新しい体育館の建設を望む声が市民の間から多く聞こえており、市長もその要望に応えるべく前向きに取り組んでいただいているところでありますが、市民が望むところの体育館機能と市の財政的見地からの見積もりとは大きな隔たりがあろうと推察するところであります。多額の建設費が見込まれる（仮称）市立総合体育館の経費について、財政中期見通しの中で今後どのような位置づけで捉えるのか、その方向性について市長のお考えをお伺いいたします。

5点目は、市道浜通線の道路整備等経費についてであります。市道浜通線の融雪側溝及び道路舗装等につきましては、平成8年度から平成13年度の間、大湊新町から大湊浜町の村井商店まで整備され、以後休止の状態で現在に至っております。毎年地元町内会からも要望が繰り返されているところでありますが、市当局からの説明では、工事に伴う長期間の通行どめで沿線の個人営業店舗に支障が生じることでの反対があるということを第一義的理由に掲げてきました。

しかしながら、今、大湊港エコ・コースト事業が完成し、仮のバイパス道路設置が可能な状況の中で、市民の反対も解消できるものと理解しております。休止している市道浜通線の道路整備再開の可否、また再開した場合、完成までに要する道路整備経費はどの程度を見込み、財政中期見通しの中に織り込んでいくのかお伺いいたします。

大きい質問の第2は、むつ市人口ビジョン（素案）についてであります。日本は、戦後国民自ら

が国を守るという義務と権利を放棄し、経済発展にのみ専念、没頭してきた世界でも希有な国家であります。自国の防衛費は、GNP（国民総生産）の1%以内に抑え、余剰分の国家予算を社会保障費等に充当できたことで、結果として世界一の長寿国が誕生したことになります。

さて、先般むつ市人口ビジョン（素案）及びむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）が示されました。全国的に人口が減少している現状を分析する中で、むつ市においては国・県よりもさらに減少の度合いが進むということでもあります。資料によれば、むつ市の人口は1985年（昭和60年）に7万1,857人でピークを迎えておりますが、その後からは減少の兆候が顕著になり、25年後の2010年（平成22年）には6万1,066人で約1万人の減少、さらに30年後の2040年（平成52年）には4万1,599人で、約2万人の減少が見込まれると示されております。

さて、今般この事態に対処するため、2015年から2019年度の5年間におけるむつ市総合戦略が打ち出され、同時にむつ市人口ビジョン（素案）では、人口の将来展望も示されたところであります。そこで、その中から2点について確認させていただきます。

1点目は、むつ市人口の将来展望での仮定を設定した根拠についてであります。人口の将来展望での仮定として、合計特殊出生率は、2020年に1.71、2030年には1.89に回復し、2040年以降は2.07を維持すると仮定しております。

社会減につきましては、2013年時点で416人の社会減が、2040年に向けて緩やかにゼロになり、その後も維持されると仮定したむつ市独自の仮定値を設定しておりますが、どのような根拠のもとに算出した仮定であるのかお伺いいたします。

2点目は、総合戦略、2015年から2019年度間に記すところの基本目標達成の実現性についてであ

ります。目標設定につきましては、確実な実現を期すものから、努力目標で終わるものまで種々の手法があります。このたびは人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策を展開しという文言に加え、設定期間が5年間という短期であること等に注目、その基本目標4項目達成の実現性について期待を込めてお伺いするものであります。

以上、2項目9点につき壇上から質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後市財政を圧迫するであろう懸案事項の方向性についてのご質問の1点目、旧合併町村から引き継いだ公共施設等の統廃合についてお答えいたします。

国は、高度経済成長期に建設された公共施設等の老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月、国民の安全安心を確保し、中長期的な維持管理、更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、国や地方自治体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理、更新を推進するためのインフラ長寿寿命基本計画を策定したところであります。

こうした状況を踏まえ、昨年4月には各地方自治体においても国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための行動計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう国から要請がなされたことから、当市では昨年度に庁内ワーキンググループを組織し、研究検討を重ねてきたところであ

ります。

今年度からは、財務部管財課内にこの計画策定の専門部署となる施設経営室を新設し、現在計画の素案に対しまして、さまざまな角度から調整を行っているところであり、平成28年度の完成を目指し鋭意作業を進めているところであります。

また、先般お示しいたしましたむつ市財政中期見通しにおきましても、財政健全化に向けた重要事項の一つとして公共施設等のあり方の見直しを掲げており、この取り組みなくして財政の再建は非常に困難であるものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、財政が逼迫している当市におきましては、老朽化した類似施設が多く存在することから、公共施設の集約化、複合化が必須であると考えているところでありますが、策定に当たりましては市民の皆様や議員各位のご意見等を伺いながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、債務負担行為を設定している下北医療センター負担金の繰り出しについて並びにご質問の3点目、下北医療センター及び下北地域広域行政事務組合に係る負担金、補助金等の増加が見込まれる要素に関連して、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院の入院病棟の建て替え、下北地域広域行政事務組合のごみ処理施設や大湊消防署の建て替えに係る企業債償還金等の負担につきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

次に、ご質問の4点目、市民要望の強い体育館新設経費等についてお答えいたします。新体育館につきましては、今年度基本構想、基本計画の策定に取り組んでおりまして、事業規模、事業費等は検討中でございます。

建設年次につきましては、平成23年3月のむつ市議会第223回定例会における大瀧議員のご質問

にお答えいたしておりますとおり、本事業はむつ市成長戦略2015において重要施策として位置づけており、中長期的な事業の折り合い、ひいては財源の見通しとの調整を大前提としているものの、東京オリンピックの開催前、また青森県民体育大会が下北地域で開催される時期をめどに完成させたいと申し上げておりますが、現在もその気持ちは変わっておりません。

新体育館の財源につきましては、補助金等を目下調査中であり、また合併特例債の活用も考慮し、できる限り一般財源の軽減が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、むつ市財政中期見通しでは、健全化対策の重点事項として普通建設事業費の見直しを掲げており、各年度の建設事業費の抑制及び市債発行額の抑制に取り組むこととしておりまして、事業規模、事業着手年度、事業費の調整、財源やランニングコストを含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、市道浜通線の道路整備経費等につきましては、担当部長からの答弁いたします。

次に、むつ市人口ビジョン（素案）についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、担当部長からの答弁いたします。

失礼しました。訂正させていただきます。ご質問の4点目のところで平成23年3月と申し上げましたが、平成27年3月と訂正をさせていただきます。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 浅利議員ご質問の2点目、債務負担行為を設定している下北医療センター負担金の繰り出しについてお答えいたします。

まず、当市におきましては、下北医療センターの経営健全化のため、平成21年度から川内、大畑、

脇野沢診療所の3診療所の不良債務解消を最優先に取り組んできたところであり、平成20年度末の不良債務は約48億5,000万円ありましたが、平成26年度末には約12億円まで解消できたところがあります。このことから、むつ総合病院に対する債務負担行為につきましては、平成26年度から財政状況を勘案しながら履行しておりますが、この債務負担行為の現在高は約32億円となっており、一般会計への負担は非常に厳しいものと認識しております。

現状では、むつ市財政中期見通しの目標に掲げておりますとおり、平成34年度までの債務負担行為設定期間内に履行するよう努力してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、下北医療センター及び下北地域広域行政事務組合に係る負担金、補助金等の増加が見込まれる要素に関連して、一部事務組合下北医療センターむつ総合病院の入院病棟の建て替え、下北地域広域行政事務組合の廃棄物処理施設、大湊消防署の建て替えに係る企業債償還金等の負担についてお答えいたします。

浅利議員がご指摘されておりますとおり、各事業は大規模事業でありまして、実施主体は各組合ではありますが、市は多額の企業債償還金等の負担を余儀なくされることとなります。

一方で、むつ総合病院の外來棟建設に係る企業債の元利償還は平成36年度に、また下北地域広域行政事務組合のごみ処理施設建設に係る起債の元利償還は平成29年度に完了する予定であり、その後の元利償還金に係る市負担金は大幅に減額されます。このことから、新施設に係る企業債等の発行額にもよりますが、この部分では償還金等の負担は緩和される可能性があると考えております。

現段階では、各事業とも具体的な事業規模、建設年度、事業費等についてはまだ明確となっておりませんので、今後計画段階から各組合と連携し、

協議を重ねてまいりたいと考えております。

なお、先般新聞報道にもありましたが、当市では老朽化した市営住宅の集約、建て替え、維持管理、解体、後利用の一体的なPFI等による事業推進を検討しております。このような手法は、財政的効果も期待できますことから、これらの情報も各一部事務組合と共有しつつ協議していかねなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（吉田 正） 今後、市財政を圧迫するであろう懸案事項の方向性についての5点目、市道浜通線の道路整備経費等についてのご質問にお答えします。

市道浜通線は、大湊新町3差路から大湊小学校を經由して宇田町3差路に至る延長3,161メートルの路線であります。平成8年度から平成12年度にかけ、大湊新町3差路から中央公民館付近までの600メートルの区間において融雪溝及び舗装整備を実施しております。当時の工事施工に当たっては、当該市道の幅員や居住状況等を考慮したうえで、全面通行どめの規制をお願いし整備を進めたところではありますが、住民生活に支障が生じたため、工事を一時休止しております。

平成13年度から青森県が実施するエコ・コースト事業が開始され、平成25年度に事業が完了したことから、同事業による遊歩道を迂回路として新たに整備すれば活用することが可能となり、事業の再開にめどが立ったところであります。残る区間の整備につきましては、迂回路の整備を含めたむつ市のエコ・コースト事業費約2億7,000万円、市道浜通線の整備事業費約5億6,000万円と、合計約8億3,000万円の経費が見込まれておりますが、市民生活の向上及び雪道での安全安心な道路環境の構築のためにも必要な事業であると認識しております。

しかしながら、前のご質問でもお答えしましたように、財政中期見通しでは普通建設事業の見直しを重点的に取り組むこととしており、市道浜通線の整備も含め、予定されております普通建設事業全部を対象に事業の必要性和、その効果について評価を行い、事業調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（花山俊春） むつ市人口ビジョン素案についてのご質問の1点目、むつ市の人口の将来展望での仮定を設定した根拠についてであります。人口の増減につきましては、出生と死亡による自然動態と、転入と転出による社会動態の2つに大別されます。

このうち自然動態について、人口の減少を食い止める方法は、出生数をふやすほかないのであります。出産年齢とされる15歳から49歳までの女性人口は減少傾向にあり、このような状況にあっても、2014年度における出生数416人を2020年においても維持できる数値として合計特殊出生率を1.71と設定したものであります。また、その後につきましては、各種の施策が出生率向上に結びつき成果が上がるまでには相当の期間を必要といたしますが、国と同じく2040年において人口が増加も減少もしない均衡した水準となる合計特殊出生率、いわゆる人口置換水準である2.07を目標として緩やかに上昇させ、以降においてもこの水準が維持されると仮定したものであります。

一方、社会動態において人口の減少を食い止めるためには、転入者をふやし、転出者を減らす必要があります。ちなみに、昨年は514人の転出超過となっております。これを解消する施策として雇用の創出を掲げ、2020年までの間に200人の雇用を創出し、2020年における社会減を300人程度まで減らすことを総合戦略の基本目標としております。さらに、その後も雇用創出に取り組むこと

により、2030年には社会減を100人程度まで減少させ、2040年にはゼロとし、その後も維持することを目標としたものであります。

これら自然動態と社会動態の将来展望は、市としての都市機能、生活機能を確保することを念頭に、10年後の2025年においても地方自治法で規定する市制要件である人口5万人を維持し、その後においても市町村の合併の特例に関する法律により市制要件であった人口3万人を下回ることがないよう設定したものであります。

次に、ご質問の2点目、総合戦略に記すところの基本目標達成の実現性についてであります。総合戦略における4つの基本目標にはそれぞれ数値目標を設定してありまして、これを実現するための具体的な取り組みを事業パッケージとしてまとめとめております。

事業パッケージは、現在抱えている課題を解決していくための取り組み内容や成果目標を個々の事業ごとに示したもので、この事業パッケージの中から事業を選択して行い、重要業績評価指標、いわゆるK P Iの達成を目指すこととなります。基本目標における数値目標の設定は、K P Iの達成に基づくものであり、K P Iは個々の事業の積み上げによる設定となっておりますことから、実現可能な目標となっておりますのでございます。

さらに、総合戦略を効果的、効率的に推進していくために市民代表や産業界、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関の関係者により構成されるむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議による外部評価を実施し、P D C Aサイクルの運用により効果の検証、改善を行い、基本目標の実現を図っていくものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

質問の1点目の市財政を圧迫するであろう懸案事項の方向性について、数点再質問させていただきますが、まず最初、公共施設のあり方の見直しを図っているということでありますけれども、今後公共施設の統廃合で、どのようなシナリオで、どのようなことを考えておられるのか、それをお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

公共施設の統廃合でのシナリオということでありまして、現在管財課、市役所の内部部局の中にありますが、施設経営室が中心となって庁内ワーキンググループにおきまして、今後の施設の方向性を示す公共施設等総合管理計画の策定に向け鋭意作業を進めているところでございます。また、財政健全化の重要事項の一つであるファシリティーマネジメントに関するシナリオの第1の矢は、そういった意味では既に放たれているというふうに思います。

また、今回の中期の財政見通しの中でもこの公共施設等総合管理計画の策定については触れさせていただいておりまして、そういう中で今後取り組みを進めていきたいというふうに考えています。

そうした計画の策定後は、この計画に基づいた実施計画ということを、ある程度年度ごとになるのかもしれませんが、そういうものを策定して、施設の必要性や地域の特性等を勘案のうえ、市民の皆様や議員各位のご意見を伺いながら実行に移していく手順となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そういった意味で、今回の議案の中にも於法岳スキー場の廃止の条例案を出させていただきましたけれども、そういう形で少しずつ中身が整ったものから、あるいは計画の内容に沿ってやっていきたいというふうに考えているところでございま

す。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 公共施設の統廃合ということになれば、当然サービスの低下とかいろいろ問題は出てくるとは思いますけれども、市民に対する行政サービスの必要は当然ありますけれども、そのことに余り固執することはないと私は考えます。要は身の丈に合った行政運営、それが大事なことだというふうに思います。そのためにも、市民に対しては市長自らが率先して、市財政の状況を理解してもらうための努力ということが大事でありまして、同時に効果的、効率的行政運営を行えば市民の理解は得ることができると確信するものでありますけれども、市長のそのことについての覚悟のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

財政再建に対する覚悟ということでありまして、まず今回財政中期見通しということでお示しをさせていただいたことが、まずその決意のあらわれだというふうに捉えていただきたいと思います。8月の定例会見において、これは発表させていただきました。

また、私自身市民の皆様と多くの場面で触れ合うことがございます。それは、例えばおでかけ市長室、最近では町内会イキイキふれあいトークンということもやらせていただいておりますし、本当に各種会合にも出席をさせていただいております。そういった場面で、あらゆる場面でさまざまな要望をいただくわけでありまして、今回発表させていただいた財政中期見通しのお話もしっかりと話をさせていただいておりますし、そういったことを踏まえて、さまざまな機会を捉えてご理解をいただくという努力を今後とも進めていきたいと、こういうふうに思っているところであります。

ただ、やはりサービスの低下と申しますか、今まで受けていた、当然のように受けていたサービスがなくなるということに関しては、非常に厳しい反応を受けているということも現実であります。ただ、そのこと自体にぶれることなく、やはり私は先ほども申しましたけれども、将来世代の責任としてこの財政の再建をしっかりと図っていきたいというふうに考えています。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） ありがとうございます。今までのご説明の中で、統廃合の策定計画を進めているということでもありますけれども、当然統廃合には痛みが伴うということだと思います。しかしながら、市民が求めているのはハード、建物の充実ではなくて、血の通った心の温かさが感じられる行政運営にあると思います。市のホームページ等で市長の活動の様子をうかがっておりますと、今いろいろのご説明ありましたように、市民の中に飛び込んでとか、市民の理解を得るという姿勢は非常に顕著に出されておりますので、今後ともその姿勢を堅持していただきたいと思います。

加えて、市長が一生懸命頑張っても、やっぱり市の職員も一緒に頑張らなければいけないということだと思いますので、同様の心構えで市の職員も職務を遂行するよう要望しておきます。

次に、むつ総合病院に対する債務負担行為が長期化している現状からすれば、平成34年度の期限内に完済の見通しは、私は非常に暗いのではないかと、先行きが暗いというふうに思います。その場合、どのような回避措置等が考えられるのか、そこら辺もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

債務負担行為の長期化、これに伴って平成34年度の期限内に完済の見通しが無いのではないかと、あるいはその回避措置ということでもありますけれども、

ご指摘のとおり、そのような見通しもあるわけです。ただ、財政中期見通しに掲げました各種財源対策を実効性あらしめるものにして、しっかりと対策をしていくと、期限内に履行するための最大限の努力をしていきたいというのが今の現状での考え方でございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 今までの、ことし、去年の実績を見ますと、去年は1億円返済しますということで、ことしは5,000万円とトーンダウンしているのですけれども、今市長のご答弁では、期限内に履行するために最大限努力するということでもありますので、今後その経過を見守っていきたいと思います。

次は、むつ市財政中期見通しの中で普通建設事業の見直しなどもうたっておりますけれども、下北医療センター及び下北地域広域行政事務組合に係る企業債元利償還金の負担等にも影響があるとした場合、今後市長としてはどのような優先順位をもって処理することをお考えなのでしょうか、そこら辺を伺っておきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

事業の優先順位のことでございますけれども、ご質問でございますけれども、やはりまずは市民の生活、市民の皆様の生活に不可欠なものというのが大前提でございます。またさらに、市民の皆様の安心安全に資するもの、さらには多くの方々からご要望いただいているものということについては、厳しい財政状況の中にあっても、これは国やあるいは県の協力を仰ぎながら優先的に整備すべきものだというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 厳しい財政状況の中、あれ

もこれもと大変なことばかりなのですから、今まで挙げた案件は、市民生活に密着した事業ばかりでありますので、今後とも精査のうえ、整備方をお願いしたいと思います。

次は、大きい項目の質問の2なのですけれども、人口ビジョンの素案についてですが、ご説明では合計特殊出生率が全国的に比べても高いとありますけれども、その考えられる理由、要因はどういうことなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

合計特殊出生率が高い理由につきましては、収入や医療、福祉などさまざまな要因が考えられますが、当市につきましては具体的な要因を申し上げるまでには至っていないところであります。今後どのような分析の仕方があるかも含め、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 出生率が高いということは、それなりに結婚して出産する状況が整っているのかなという思いもあるのですけれども、よく今後とも、やっぱり人口減少に対するための、一応そこら辺の調査等も含めてお願いしたいと思います。

次に、結婚についていろいろ調査とかアンケート等ありますけれども、男女とも出会いの場が少ないということを挙げている場合が多いのですが、むつ市では積極的にそういう場を提供する企画等はないのかどうか、そこら辺をお尋ねします。できればやってもらいたいなど要望を込めてお尋ねします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（畑中秀樹） お答えいたします。

出会いの場を提供する企画を考えないのかとい

うお尋ねであります。当市におきましては、むつ市社会福祉協議会に結婚相談所が設置され、男性27名、女性9名の登録があり、地域における世話役を担っているところであります。

また、海上自衛隊大湊地方隊におけるトーキングパーティーや、民間のイベント会社が企画する出会いの場の提供など、さまざまな活動が見受けられております。

今般素案を公表いたしましたむつ市人口ビジョン策定に際してのアンケート調査によれば、結婚のための行政支援として求められるものは、安定した収入を確保するための就職支援が57.6%、子育てしやすい職場の環境整備が47.6%、出会いの場づくりが28.9%などとなっております。

総合戦略における取り組みとしても、「かがやく未来 子どもはぐくむ 希望のまち」を基本目標に掲げ、若い世代の経済的安定や、男女ともに仕事と子育ての両立、結婚、子育てに対して前向きなイメージが持てるための環境づくりを進めることとしており、就職支援や医療給付、保険料の軽減などのほか、育児休業取得の推進や子育て相談の充実などの事業に取り組むこととしております。

他の自治体の中には、出会いの場を提供するイベント等を支援する動きが見られることから、当市としても出会いの場面づくりの研究をしつつ、まずは行政の役割として、若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなうよう、安定した収入の確保や安心して産み育てることができる環境づくりを整備、提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） 人口減少は、これ日本の今の社会現象というか、なかなか一自治体単独だけでとどめるわけにはいかないような、そういう状況なのですから、一応私の考えというか、要

望を2点申し上げておきます。

先般、運転しながらラジオを聞いていますと、生涯結婚しない、ずっと一生結婚しないという、これ男性が20%、女性が10%という数字がありました。その結婚しない理由につきましては、経済的なものだとか、結婚に魅力を感じない、おっくうだと、面倒くさいというような多岐にわたっているのですけれども、その中で知り合う機会がないというのもありました。ですから、昔誰かが町内会で、世話焼きのうるさいばっちゃんが見合い写真なんか持っているいろいろ回っていましたよね。そういうことを我々もやるけれども、自治体でもぜひ積極的にやってもらいたいなというような思いがあります。

次に、社会減としての人口減少を防ぐという意味においてなのですけれども、自衛隊がむつ市に来て地元の人と結婚すると、大体居つくのです。ところが、仕事がないと、やっぱり男性のほうの地元に戻るかというような人も間々あるのです。ですから、今までもいろいろ市の皆さんには自衛隊の隊員の再就職についていろいろお世話になっているのですけれども、今後とも人口減少という観点からも、ぜひ自衛隊の退職者の再雇用について特段のご配慮をお願いしたいと思います。

以上で、むつ市議会第225回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本留義） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月5日及び6日は休日のため休会とし、9月7日は岡崎健吾議員、濱田栄子議員、横垣成年議員、菊池光弘議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時39分 散会